



令和3年7月19日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ハ)第66号 譲受債権請求事件

口頭弁論終結日 令和3年6月28日

判 決

東京都千代田区麴町三丁目4番地

原 告

アイ・アール債権回収株式会社

同代表者代表取締役

清 岡 哲 弘

同 訴 訟 代 理 人

福 井 ま つ み

被 告

同訴訟代理人弁護士

士 田 文 子

同

田 中 暁

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金95万7069円及び内金60万9500円に対する平成29年3月3日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

被告（契約時氏名は[REDACTED]）は、平成13年8月29日、訴外アコム株式会社（以下、「訴外アコム」という。）との間において、被告が、訴外株式会社ケイズ・ネット（以下、「訴外販売会社」という。）との間で締結した売買契約に基づき購入する商品（パソコンLESSンセット一式）の代金支

払につきクレジット契約を締結し、訴外アコムが平成14年4月5日に被告との同契約に基づき、訴外販売会社に立替払した代金94万2900円（以下、「本件立替金」という。）の残元金60万9500円及びこれに付随する一切の権利を原告に債権譲渡した（以下、「本件譲受債権」という。）ことによる、原告の被告に対する本件譲受債権に基づく残元金60万9500円、確定遅延損害金34万7569円及び同残元金に対する平成29年3月3日から支払済みまで年6パーセントの割合による遅延損害金の各支払請求。

2 争いのない事実等

- (1) 被告は、平成13年8月29日、訴外アコムとの間において、被告が、訴外販売会社との間で締結した売買契約に基づき購入する商品（パソコンレスンセット一式）の代金支払につきクレジット契約を締結し、訴外アコムが、平成14年4月5日に被告との同契約に基づき、訴外販売会社に立替払した本件立替金の残元金60万9500円及びこれに付随する一切の権利を原告に債権譲渡した。
- (2) 被告は、本件譲受債権の最終弁済期限である平成18年3月6日を経過したにもかかわらず、本件譲受債権全額の弁済を履行しなかった。
- (3) 平成23年3月6日は経過した。
- (4) 被告は、原告に対し、本件譲受債権の支払として、平成28年12月5日に1000円、平成29年3月2日に2000円をそれぞれ送金して支払った（以下、「本件支払」という。）。

3 争点及び当事者の主張の要旨

消滅時効援用権の喪失の有無

(原告の主張の要旨)

原告は、被告に対し、本件譲受債権について、平成19年2月16日からほぼ毎月請求書を送付し、これら書面は一度も原告に返戻されず被告に到

達した。平成28年11月28日、被告から初めて連絡があり、その際、被告は本件譲受債権について債務を負担していることを認め、自らの資力を申告し、これが乏しいことを理由に原告に支払猶予の申込みと、可能な限りの支払をする旨述べた。このことからすると、被告は、積極的に当時の資力や、弁済する意思を述べ、実際に被告が弁済を行った事実からして、原告において、被告がした債務の承認が時効の援用をしない趣旨であると信頼することは至極当然である。したがって、被告の行為は信義則に反し、被告の消滅時効の援用は認められない。

(被告の主張の要旨)

被告は、本件譲受債権について本件支払をしており、債務の一部弁済は債務承認行為となるが、被告は、時効援用権を喪失してはいない。

すなわち、時効完成後の債務承認により、債務者が時効援用権を喪失するのは、債務承認をするかのような態度を取った後にこれを翻すことが信義則に反することを根拠とするものであるが、本件では、債権者である原告は、時効が完成していることを十分理解し、逆に債務者である被告が時効制度に無知であることに乗じ、被告が少額でも債務の弁済をしなければ「大変なことになる。」等と不安感を煽り、被告に債務全体からみれば極めて少額の送金をさせたことなどを踏まえれば、信義則の原則に反するのは債権回収を生業とする原告である。したがって、被告による消滅時効の援用により本件立替金についての譲受債権は時効消滅し、被告は債務を負わない。

第3 当裁判所の判断

1 証拠(甲3, 乙1, 2)及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

(1) 被告が、原告に対し、本件第1回弁論準備手続において陳述した答弁書において、本件譲受債権について商事消滅時効を援用する意思表示をしたことは、当裁判所に顕著な事実である。

- (2) 被告は、平成28年6月7日、山形県から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の障害等級3級とする保健福祉手帳の交付を受けている(乙1)。
- (3) 原告は、被告に対し、本件譲受債権について、平成19年2月16日から令和2年6月26日までの間、ほぼ毎月請求書を送付し、これら書面は被告に到達した(甲3、乙2)。
- (4) 被告は、現在の夫と再婚するまでの間、ほとんど生活保護を受給しており、生活保護費から借金の返済をしなければならないと指導されていた。その間も、ずっと定期的に手紙やはがきで催告が来ており、また、当時使用していた携帯電話に催告の電話があったが、生活保護受給中なので支払えないという返事を何回かしたことがあった(乙2)。
- (5) その後、被告は、現在の夫と再婚し、夫の住んでいたアパートで同居することになり住所が変わった。そして、その住所宛にも原告から督促状が届いたが、借金のことは夫には話していなかったもので、どうしたらいいか半ばパニックになって原告に電話連絡をした。その際、被告の生活の事情として、現在は無職で、夫の収入だけで生活しているが、夫には借金のことを説明しておらず、夫の給料から返済を続けるのは難しいこと、病気で再就職も難しいことを話した。すると、担当者から、「今週中に、1000円でも2000円でもいれてくれないと、裁判になったりとか、いろいろ大変なことになりますよ。」などと言われた。そのため、被告は焦って、1000円や2000円であれば、1回だけならなんとかやりくりで出せるだろうと考えて平成28年12月5日の支払をした(乙2)。

2 ところで、債務者が自己の負担する債務について消滅時効が完成した後に、債権者に対し債務承認をした場合、時効の援用が許されないとする趣旨は、時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅と相容れない行為であり、債権者においても債務者はもはや時効の援用を

しない趣旨であると考えから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが信義則に照らして相当であり、またかく解しても永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反しないからである(最判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁)。すなわち、最高裁判例は、債務者の時効完成についての知・不知にかかわらず、時効に関する道徳的側面を捉えて時効の援用を許さないとしているものと解される。

そうすると、債務者が消滅時効完成後に、債権者に対し債務の承認をしたとしても、債権者及び債務者の各具体的事情を総合考慮の上、信義則に照らして、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が債権者に生じたといえないような場合、例えば債務者の無知に乗ずるなどの欺瞞的方法を用いて債務者に一部弁済を促したり、債権の取立が法令や各種通達などに抵触する方法でなされた場合には、債権者の信頼を保護するために債務者がその債務について消滅時効の援用権を喪失すると解すべきいわれはない。

- 3 これを本件についてみると、争いのない事実等及び前記認定した事実によれば、原告は、被告に対し、平成19年2月16日から令和2年6月26日までの間、ほぼ毎月請求書を送付しており、被告は本件譲受債権の存在を十分認識していた。しかし、被告は、その間、ほとんど生活保護を受給しており、生活保護費から借金の返済をしてはならないと指導されていたので、生活保護受給中なので支払えないという返事を何回かしたことがあった。その後、被告は、現在の夫と再婚し転居したが、その住所宛にも原告から督促状が届いたものの、借金のことは夫には話していなかったため、原告に対し、被告は現在無職で夫の収入だけで生活していること、夫には原告からの借金のことを説明しておらず夫の給料から返済を続けるのは難しいこと、病気で再就職も難しいことなどの生活状況を説明した。すると、原告の担当

者から、「今週中に1000円でも2000円でもいれてくれないと、裁判になったりとか、いろいろ大変なことになりますよ。」などと言われた。そのため、被告は焦りを感じ、1000円や2000円であれば、1回だけならなんとかやりくりで出せるだろうと考えて、原告に対し、平成28年12月5日の支払をしたことが認められる。

これらを前提に考察すると、本件譲受債権の残元金60万9500円について年6パーセントの遅延損害金は3万6570円であり、月額約3047円であることから、原告が被告に対して申し向けた月1000円や2000円の支払では、1か月の遅延損害金にも満たないものである。そうすると、残元金は一向に減らないばかりか、むしろ、月を経るごとに遅延損害金が漸増していくことになる。したがって、総体的には、月々1000円ないし2000円ずつの支払をいくら継続しても残元金が減少することはないことは明らかであり、被告は、前記支払をいくら継続したとしても果てしなく支払を続けなければならないことになる。原告の担当者は、被告に対し、「今週中に1000円でも2000円でもいれてくれないと、裁判になったりとか、いろいろ大変なことになりますよ。」などと一部弁済を促し、この原告の担当者の言辞に精神的障害を持つ被告は焦りや不安を抱き、被告に残元金に対して極端に少額な金額である本件支払をさせたという本件支払の経緯や原告の言辞は、消滅時効に対する被告の無知に乘じ、時効による債務の消滅を阻止する目的で時効の援用権を喪失させようとする欺瞞的方法による働きかけであると解するのが相当である。

しかも、被告は、原告に対し、本件支払以降、何ら返済をしていないことから、信義則に照らしても、被告がもはや消滅時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が原告に生じたということとはできない。したがって、被告に消滅時効の援用権を認めてこれを保護するのが相当というべきであるから、本件支払によって被告が消滅時効の援用権を喪失したとは認めら

れない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がない。

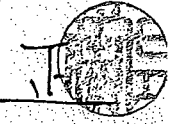
山形簡易裁判所

裁判官

佐

藤

浩



これは正本である。

令和3年7月19日

山形簡易裁判所

裁判所書記官 小野 みな

